

## 尾鷲市駐車場条例

(目的)

第1条 この条例は、駐車場法（昭和32年法律第106号）及び道路法（昭和27年法律第180号）に基づき、市が設置する路外駐車場（以下「駐車場」という。）の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(名称及び位置)

第2条 駐車場の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
九鬼観光駐車場	九鬼町255番地の一部
	九鬼町1173番地2の一部
三木里海岸駐車場	三木里町297番地
	三木里町297番地2
	名柄町486番地
	名柄町486番地1

(供用時間等)

第3条 駐車場の供用時間は、次のとおりとする。

名称	供用時間
九鬼観光駐車場	午前5時から午後10時まで
三木里海岸駐車場	午前5時から午後6時まで

2 市長は、駐車場の管理上必要があると認めるときは、駐車場の全部又は一部の供用を休止し、又は制限することができる。

(駐車場に駐車できる自動車)

第4条 駐車場に駐車することができる自動車は、道路交通法（昭和35年法律第105号）第3条に規定する大型自動車、大型特殊自動車及び小型特殊自動車以外の自動車（以下「普通自動車等」という。）とする。ただし、市長が必要と認めるときはこの限りでない。

(使用料)

第5条 駐車場を使用する者（以下「使用者」という。）は、次に定める使用料を納付しなければならない。

名称	使用単位	使用料
九鬼観光駐車場	1日を上限に1回1台につき	1,000円
三木里海岸駐車場	1日を上限に1回1台につき	1,000円

2 前項に規定する使用単位の1日とは、第3条に規定する供用時間を1日とする。

3 第1項に規定する使用単位の1回とは、入庫から出庫までの間とする。

(使用料の減免)

第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当する自動車を駐車させる場合、使用料を減額し、又は免除することができる。

(1) 道路交通法第39条第1項に規定する緊急自動車

(2) 国又は地方公共団体の職員が公務を行うために使用する自動車

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めて駐車させる自動車

(使用料の還付)

第7条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(駐車の拒否)

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、駐車場の使用を拒否することができる。

(1) 発火性又は引火性の物品、その他の危険物を積載しているとき。

(2) 駐車場の施設又は附属物(以下「駐車場施設等」という。)を損傷するおそれがあるとき。

(3) 秩序を乱すおそれがあるとき。

(4) 前各号に掲げるもののほか、駐車場の管理上支障があると認められるとき。

(禁止行為)

第9条 駐車場においては、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

(1) 他の普通自動車等の駐車を妨げる行為

(2) 駐車場施設等を損傷する行為

(3) 駐車中の他の普通自動車等を毀損し、又は汚損する行為

(4) 普通自動車等及び尾鷲市安全で安心な海水浴場の確保に関する条例(令和7年尾鷲市条例第32号)第6条第1号に規定するモーターボート等の洗浄、たき火又は火気等を使用する調理器具の使用、その他駐車場の目的以外の使用に供する行為

(5) 他の使用者又は近隣に迷惑を及ぼす行為

(6) 前各号に掲げるもののほか、駐車場の管理に支障をきたすおそれのある行為

(損害賠償)

第10条 駐車場施設等を損傷又は滅失した者は、原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りではない。

(駐車場における事故等)

第11条 駐車場における事故、盗難等によって生じた損害については、市は、一切その責を負わない。ただし、市の責に帰すべき事由による損害については、この限りではない。

(指定管理者による管理)

第12条 市長は、法第244条の2第3項の規定に基づき、法人その他の

団体であつて市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に駐車場の管理を行わせることができる。

（指定管理者が行う業務の範囲）

第13条 前条の規定により、指定管理者に駐車場の管理を行わせる場合において、当該指定管理者が行う業務は、次の各号に掲げる業務とする。

（1） 駐車場の運営及び使用料の収納に関する業務

（2） 駐車場の施設及び設備の維持管理に関する業務

（3） 駐車場の安全及び防犯の確保に関する業務

（4） 前3号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認める業務

（指定管理者が行う管理の基準）

第14条 指定管理者は、法令又はこの条例若しくはこの条例に基づく規則の定めるところに従い、適正に駐車場の管理を行わなければならない。

（委任）

第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から起算して7月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。